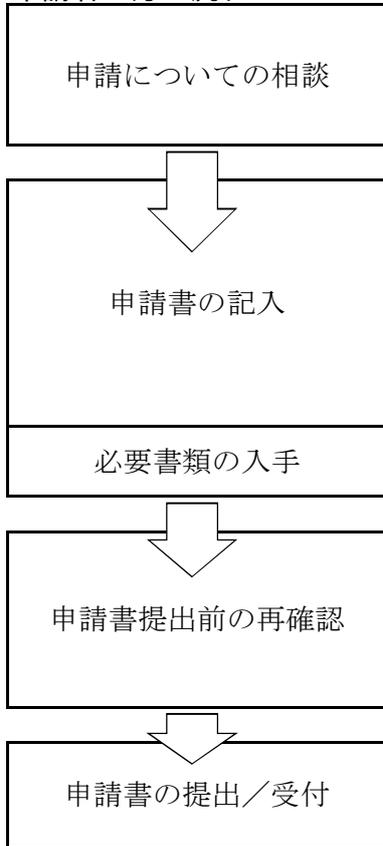


## ○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 枕崎市農業委員会では、※申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。  
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

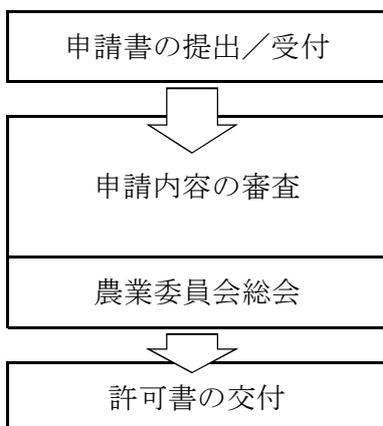
### 申請者の方の流れ



- ・ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。  
[所在：枕崎市千代田町27番地（枕崎市役所北別館 2F）]  
[TEL：0993-72-1111（内線339）]
- ・ 申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります。）をご記入いただきます。
- ・ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件はあります）。
- ・ 記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。
- ・ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。  
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
- ・ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。  
申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。
- ・ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。
- ・ 「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認ください。

### 農業委員会等の流れ

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の※標準処理期間は30日です。）



- ・ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。  
また、現地調査を行います。
- ・ 農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
- ・ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。

※ 原則、申請書受付締切日〔毎月10日（土、日、祝日の場合は前日）：（以下「締切日」という）〕までに受け付けた申請は、当月農業委員会総会での審議となります。  
締切日を過ぎて受け付けた場合は、翌月の農業委員会総会での審議となりますのでこの限りではありません（最長処理期間：50日）。